



# THE ROTARY CLUB OF NAGANO WEST 長野西ロータリークラブ



例会 毎週金曜日 12:30～13:30 ホテル国際 21  
事務局 〒380-0838 長野市県町 576 ホテル国際 21 内  
☎026(235)2800 FAX026(235)0016  
e-mail:nwrc1987y@sweet.ocn.ne.jp

会長／中野欣哉 幹事／宮原友昭 クラブ会報委員長／太田裕志  
SAA／村田弘志 副SAA／佐藤吉朗

第1606回例会 2021年（令和3年）10月8日（金）

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために  
SERVE TO CHANGE LIVES

## 会長挨拶

## 中野欣哉会長



昨日の深夜に首都圏で発生した震度5強の地震の被害が少しずつ明らかになってきていますが、都会での強い揺れのため心配です。最近また、地震があちこちで発生しているように感じ

ますが、日々の防災対策もしっかり見直したいものです。

さて、今日は二十四節気の「寒露」、仲秋から晩秋へ移る節目の日であります。

気候変動が有るとは言うもののこの時期を迎え、朝晩はグッと冷え込んでまいります。

皆さんどうぞ体調に留意され健康にお過ごしください。例会展席を高めていきましょう。

## 例会案内

10月30日(土)森林（もり）例会

\*29日(金)の例会は振替ではありません。

11月5日 桑澤一郎ガバナー公式訪問例会

11月12日 休会

11月20日(土)「青少年と共に学ぶ森林学習と  
職場例会」

\*19日(金)の例会は振替ではありません。

11月27日 北信第一グループIM・会員セミナー

\*26日(金)の例会は振替ではありません。

## 幹事報告

## 宮原友昭幹事



\*第4回クラブ協議会報告

- ・岡谷市豪雨災害被害者に対する支援金を2600地区として40万円お送りいたしました。
- ・次週15日は、休会となります。22日は、滝沢捷司ガバナー補

佐事前訪問例会となります。大勢の皆様のご参加、またニコニコBOXへのご協力もよろしくお願い致します。

- ・10月のロータリーレートは1\$ = 112円です。
- ・10月30日(土)は、2年振りの森林（もり）例会となっております。感染対策を講じた上楽しい例会になるよう皆様とご家族の皆様のご参加お待ちしております。尚、29日の例会を振替といたします。
- ・本日のクラブ協議会にて11月20日(土)に急遽長野女子高校インターアクトクラブの皆さんと共に、「青少年と共に学ぶ森林活動と職場例会」を開催します。今年度の地区補助金事業としての活動ですので、皆様のご参加よろしくお祈りいたします。なお、19日(金)例会の振替となります。

10 / 22 本日のプログラム

滝沢捷司ガバナー補佐事前訪問例会

ゲスト 岡村隆志さん

(綿貫国際特許・商標事務所所長)

- ・狩野 土さん☆岡村さん本日はよろしくお願ひいたします。
- ・高橋英司さん・川橋昭義さん・村田弘志さん☆岡村さん歓迎いたします。
- ・柄澤重登さん☆故中島道生さん、私のクラブ会長の時幹事を務めて頂きました。惜しい人で残念です。
- ・轟修平さん☆先週はぶどうの話をお聞きいただきありがとうございます。彼女も完売で喜んでおりました。

・合計 13,000円 ・累計 175,866円

講師紹介

狩野 土プログラム委員長



皆様ご承知の通り綿貫国際特許・商標事務所の所長でいらっしゃいます。私自身、先代の時代から半世紀以上お付き合いをさせていただいております。

1969年長野市のご出身。東京工業大学(院)終了後、JR東日本に入社され、車両開発、知的財産業務を担当。弁理士資格取得後、2006年より現在の事務所に所属しておられます。また、信州大学(工学部)の非常勤講師(知的財産権)を担当されております。本日は、これからの日本に重要な部分をお聞きいただきたいと思います。

ゲスト卓話 岡村隆志さん

「事業の継続に必要な知的財産の視点」



お笑いタレントナインティナインの「岡村隆史」と同じ名前です。名前の漢字が一文字違いますが、皆さんに覚えていただき易いかと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

突然ですが、ご自身がパソコンを購入する際、全く同じ性能でA社は価格が高いパソコン、B社は価格が低いパソコンの場合、価格の低い商品

を選ぶと思います。また、サービスは不親切で費用が高い事務所とサービスは親切・丁寧・确实。費用も低い事務所。自ずと後者を選ばれると思います。古くて汚いAレストランと新しく綺麗なBレストランでは、普通の方でしたら、Bのレストランに行きたいと思うと思います。ただ、古いと言っても今流行りの古民家をリノベーションしたことに特徴を付けて結び付ければ、新しくても取り立てて特徴が無いというお店よりも、流行っていると思います。古いということはあながちデメリットだけではなく、いかに特徴を付ければPRポイントとなる例があります。価格競争に陥ることなく自社の商品・サービスを選んでもらうために、他社と違うこと「売り」をいかに守っていくか。そこで、知的財産で保護できる可能性が出てきます。

知的財産と呼ばれるものの中には(1)産業財産権(2)著作権(3)回路配置利用権(4)育成者権(5)不正競争防止法があります。例えば、新幹線のパンタグラフ(屋根上集電装置)のアイデアがあったとします。風を跳ね上げれば、本体に当たる風の部分が少なくなり騒音が減るだろうという技術です。皆さんに質問ですが、こちらのアイデアは特許が取れるでしょうかまたは、実用新案が取れるでしょうか。特許法と実用新案法の違いを全く別のものと認識されている方もおられるかもしれませんが、技術的なアイデアというのは、基本的に特許で保護されます。その中で物品の形状や構造であれば実用新案も使えます。技術的なアイデアは特許でも実用新案でも対象となるが、実用新案の方が狭いことです。お答としてはどちらも使えるということです。

次に事業継続に際しての留意点についてですが、皆様が今まで営んでいるビジネスから異なったフェーズに移行しようとする時には必ず特許群、特許に限らず知的財産に障壁が発生します。ですから、簡単に新しいことになかなか進出していけないのが現実です。何かよいものを真似ようとしても特許に保護されています。事業展開のまとめとしては、特に、今までにない新しいことを始めようとする場合には、実現できる技術力・資金力よりも前に、「他社の権利を侵害しない事」が最重要になってきます。これは、業種に限らず色々なビジネスの世界で共通していることなのではないかと思ひます。